様式第１－１号　　（１枚目）

※就学支援金認定番号　－　001－　02　－0095－

年　月　日

北海道教育庁渡島教育局長　様

北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書

北海道公立高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）の受給を申請します。

【１．申請者について】

ふりがな		申請者の電話番号
申請者氏名		
申請者住所	〒　－	
高校生等との関係	親権者　・未成年後見人　・未成年後見人である里親　・主たる生計維持者　・本人　・その他（　　）	

【２．対象となる高校生等について】

ふりがな			生年月日	昭和 平成 令和　年　月　日
氏　名				
基準日現在に在学する学校	学校名	北海道函館商業高等学校		
		国立・(公立)学校　第　学年（年次）		
		学校の種類・課程・学科：　高等学校（全日制）　科		
	学校の所在地	北海道　都道府県　函館　(市)区町村　昭和１丁目17番１号		
	在学期間	年　月　日～現在　・（　年　月　日）		
	奨学給付金受給回数	回（昨年度までに奨学給付金を受給した回数）		

過去の高等学校等における在学期間				
学校名　立	年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
			なし　1回　2回　3回　4回　不明	
			□　□　□　□　□　□	
学校名　立	年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
			なし　1回　2回　3回　4回　不明	
			□　□　□　□　□　□	

【３．同意事項について】

申請書の提出に当たり、次の事項について同意します。（次の内容を確認の上、□全てにレ印を付けてください。）

□　この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。

□　この申請書に虚偽の記載があった場合は、北海道の求めに従いその全額を即時返還します。

□　私は北海道以外の都府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

□　高等学校等就学支援金の受給資格の認定の状況及び申請者の属する世帯の状況、生活保護の受給状況、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の課税状況、その他北海道教育委員会教育長及び教育局長が必要と認める事項について、関係機関（行政機関及び高等学校等）へ照会等の調査を行うことに同意します。

□　保護者等又は高校生等が、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する次の給付金は給付されていません。

(1)高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業

(2)北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度

□　この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

【４保護者等の収入の状況について】

（１）生活保護受給世帯の方

・次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

□	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる証明書を添付します。

※　様式第２号又は生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる『生活保護受給証明書』を提出してください。　　生業扶助を受給している場合は、以下、記載は不要です。

（２）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税～合算額が182,500円未満の世帯の方

①　次の内容を確認の上、ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。

ア　次の者の課税証明書等を提出します。

①	□	保護者（親権者）２名分 ・生徒が未成年（18歳未満）であり、保護者（親権者）が２名存在する場合
②	□	保護者（親権者）１名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により保護者（親権者）が１名の場合、 ・保護者（親権者）が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、保護者（親権者）の１人の課税証明書等を提出できない場合　等
③	□	未成年後見人（　　）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※　未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	□	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）２名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	□	主たる生計維持者１名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成年に達しているが主たる生計維持者が存在する場合　等
⑥	□	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合　等

イ　次の理由により、課税証明書等を提出しません（※添付省略の場合を含む）。

①	□	所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
②	□	就学支援金の申請・届出の際、既に保護者等の課税証明書等を北海道教育委員会に提出しているため、提出を省略します。 ※ただし、就学支援金の申請・届出の際、保護者等全員の課税証明書等を提出していない場合（控除対象配偶者の課税証明書等の提出を省略した場合等）は、奨学給付金では省略できませんので提出してください。

控除対象配偶者課税証明書等提出	□	省略課税証明書担当者確認欄※都道府県担当職員記入欄	確認済	㊞

②（2）に該当する場合は、次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

□	私の世帯は、７月１日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

※学校等受付日　　年　　月　　日

【5高等学校等就学支援金等の支給決定通知の添付について】

（高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ印を付けてください。）

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。
□ 高等学校等就学支援金等の支給決定通知書を添付します。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業
ア　高等学校等就学支援金　、イ　高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、
ウ　高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

【6高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について】

（次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。）

（1）高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。		
①	□	日本国
②	□	日本国以外

（上記（1）で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。）

（2）高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。					
③	□	特別永住者			
④	□	永住者			
⑤	□	日本人の配偶者等	在留期間（満了日）	（西暦）　年　月　日	
⑥	□	永住者の配偶者等			
⑦	□	定住者	在留期間（満了日）	（西暦）　年　月　日	
			日本国に永住する意思の有無	□ はい（あり）　□ いいえ（なし）	
⑧	□	家族滞在	在留期間（満了日）	（西暦）　年　月　日	
			日本国の小学校の卒業の有無等	□ 卒業した　□ 卒業していない	
				小学校名	
				所在地	都・道・府・県
			日本国の中学校の卒業の有無等	□ 卒業した　□ 卒業していない	
				中学校名	
				所在地	都・道・府・県
			日本国で就労する意思の有無	□ はい（あり）　□ いいえ（なし）	
⑨	□	上記以外の在留資格（留学等）	在留期間（満了日）	（西暦）　年　月　日	

【7高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について】

（生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ印をつけてください。）

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。			
①	□ 「住民票の写し（市町村の発行したもの。原本。コピー不可。）」を添付します。 ※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。		
②	□ 「特別永住者証明書の写し（コピー）」を添付します。		
③	□ 「在留カードの写し（コピー）」を添付します。		
④	□ 以下に該当するため、①～③のいずれの書類も添付しません。		
	以下のすべてに該当 ・令和8年3月31日以前から引き続き在学している者 ・国籍が「日本国以外」 ・「生活保護受給世帯」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」	かつ	以下のいずれかに該当 ・在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校を卒業していない場合 等

（在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、⑤⑥の□にレ印を付けてください。）

・ 6（2）⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた ・ 6（2）⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた	
⑤	□ 「日本国の小学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書」を添付します。
⑥	□ 「日本国の中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書」を添付します。